

平成20年第3回砂川市議会臨時会

平成20年7月2日（水曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
- 開議宣言
- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議事日程報告
- 日程第3 会期の決定
- 議案第1号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
- 閉会宣言

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 尾崎静夫議員
- 小黒弘議員
- 日程第2 議事日程報告
- 会期の決定
- 自 7月 2日
- 1日間
- 至 7月 2日
- 日程第3 議案第1号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫	副議長	東武飯吉	英圭明	男介彦	君君君
議員	谷野田	議員	田澤浦	やす	子夫	君君君
	中一ノ		崎	静	勲	君君君
	土小		田	広	志	君
	江瀬田		沢			
	黒		沢			
	弘		田			
	昭己		田			
	弘		田			

○欠席議員（0名）

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 - 砂川市教育委員会委員長 佐藤正一郎
 - 砂川市監査委員 奥山昭二
 - 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 副市長 小原幸二
 - 市立病院長 熊豊
 - 兼会計管理者 井栗西
 - 市民部長 上野
 - 経済部長 金田
 - 建設部長 芳侯
 - 建設部技監 小
 - 市立病院事務局局長 湯浅
 - 市立病院事務局審議監 佐藤
 - 市立病院事務局技監 中村
 - 総務課長 古木
 - 広報広聴課長 湯浅
 - 砂川市教育委員会委員長 湯浅
 - 教育次長 四反田
 - 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 監査事務局局長 森下
 - 砂川市監査事務局局長 中出
 - 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
 - 事務局 次長 丸茂
 - 事務局 局長 角加
 - 庶務係長 佐々木
 - 議事係長 石川

◎開会宣言

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成20年第3回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣言

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1

○議長 北谷文夫君 会議録署名議員指名
日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、尾崎静夫議員及び小黒弘議員を指名します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2

○議長 北谷文夫君 会期の決定
日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。
今臨時会の会期は、7月2日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第1号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算を議題とします。
提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長 小侯憲治君 (登壇) 議案第1号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

初めに、病院改築事業に係る予算につきましては、本年第1回定例会において議決をいただき、平成20年度から平成23年度までの4年間の継続費として工事請負費等総額12億9,371万2,000円を計上しているところであり、改築工事の入札に向け準備を整えておりましたが、入札参加申請のあった建築主体工事のこの業体が2社とも入札の辞退となったところから、入札を断念せざるを得なかったところであり、入札の中止以降、公告内容の検証を行い、原油、鋼材等の価格の急騰を含め、設計金額と工程の見直しを図ったところであり、本臨時会においては、病院改築事業に係る補正予算第1号としてご提案させていただきます。1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。第4条本文は、括弧書き中、不足する額5億8,898万円は建設改良積立金1億1,317万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金4億7,080万6,000円を、不足する額4億7,583万3,000円は過年度分損益勘定留保資金4億7,583万3,000円に改め、資本的収入及び支出で9億4,376万1,000円減額し、7億8,283万8,000円とするものであり、資本的支出では10億5,690万8,000円減額し、12億5,867万1,000円とするものであります。これは、建設総事業費では増額となるものの、工程の見直しで平成20年度事業費が後年次にずれ込むことによるものであります。

第3条は、予算第5条に定めた継続費の補正であります。改築工事に係る全体事業費として、工事請負費等補正前総額12億9,371万2,000円に対し、21億2,453万7,000円を増額し、14億3,824万9,000円とするものであります。次年度においては平成20年度から平成23年度を平成20年度から平成24年度の5カ年とするものであります。なお、新たな工程においては、新館の開院は平成22年10月中旬を目指す中、改築事業の完了は平成24年8月ごろとなるものであります。また、年割額については、平成20年度15億2,047万1,000円を4億6,356万3,000円に、平成21年度40億8,293万5,000円を43億5,445万8,000円に、平成22年度39億4,546万5,000円を62億8,984万7,000円に、平成23年度26億4,484万1,000円を24億9,098万円に、平成24年度は7億1,940万1,000円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第6条に定めた企業債の補正であります。平成20年度改築事業に係る工事請負費等が減額となったことにより、改築事業に係る限度額について補正前の額12億4,600万円を8億4,060万円減額し、4億540万円に、同じく限度額計を8億4,060万円減額し、補正後の額を5億6,740万円とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入で1項企業債8億4,060万円の減は、当年度分の改築事業に係る工事請負費等の減であり、3項補助金、1目国庫補助金1億3,167万1,000円の減は工事請負費等の減により暮らし・にぎわい再生事業補助金、住宅建築物耐震改修等補助金の年割額が減となるものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出で1項建設改良費、1目改築事業費10億5,690万8,000円の減は、本年度分の改築事業に係る工事請負費等の減によるものであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。10ページは、継続費に関する調書の補正であります。工事請負費等総額の年割額につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでありますので、省略させていただきます。財源内訳について合計欄でご説明申し上げます。

まず、補助金であります。工事請負費等の増額などにより暮らし・にぎわい再生事業補助金で2億214万4,000円、住宅建築物耐震改修等補助金で1億273万1,000円となり、合計で3億487万5,000円補正し、15億4,162万3,000円といたします。

次に、建設改良積立金であります。工事請負費等の増額に伴い、起債償還額の増加を抑制するため、本積立金の取り崩しを予定しておりましたが、今年度に入りまして地方債の制度改革により過疎対策事業債の利用が可能となりました。この過疎対策事業債は、交付税算入率等大変有利な起債でありますので、当初計画計上した本積立金の取り崩しを行わず起債を利用することとし、建設改良積立金合計で9億726万4,000円全額減額するものであります。このことによりまして、起債総額は工事請負費等総額から補助金を差し引いた12億7,630万円とし、残額について損益勘定留保資金32万6,000円を補てん財源といたします。

次に、当該年割額支払い義務発生予定額及び当該年度末までの支払い義務発生予定額、翌年度以降の支払い義務発生予定額は、年割額の変更に基づいて補正するものであります。

最後に、継続費の総額に対する進捗率は、当年分の年割額の変更により補正するものであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。12ページは、平成20年度砂川市病院事業企業債調書であり、補正後の金額で記載させていただいております。平成20年度の借入れについては、起債の目的、借入れ年度、借入れ先の変更はございませんが、借入れ元金は先ほどご説明申し上げたとおり12億4,600万円を補正後4億540万円とし、そのうち2億270万円を利率2.4%の病院事業債で借入れし、残り2億270万円を利率1.7%の過疎対策事業債で借入れするものであります。なお、病院事業債につきましては償還終了年度の償還はございませんが、過疎対策事業債については償還終了年度を平成22年度までとし、償還期間は12年間とするものであります。このことによりまして、未償還額合計が20億9,046万6,000円となるものであります。

16ページ、議案第1号参考資料をお開きいただきたいと存じます。議案第1号参考資料といたしまして、起債償還予定額の比較を添付させていただきました。この資料は、改築事業に係る基本計画時の起債償還予定額と今回の補正により継続費に関する調書の補正の表に記載の企業債償還額と医療機器の整備及び実施設計に係る起債合計額について病院事業債、過疎対策事業債を併用した場合の起債償還予定額を比較したものであります。前提といたしまして、平成20年度から平成24年度まで事業の毎年度について起債のうち病院事業債のうち50%、過疎対策事業債50%の決定を受けた場合を想定して試算しております。なお、今後においては入札、落札額によりまして工事請負費等の変更及び起債借入れ時の利率の変更が予測されますことをつけ加えさせていただきます。

表についてご説明いたします。基本計画は、工事請負費等総額10億4,970万円及び医療機器等整備費並びに実施設計費等の総事業費14億3,928万8,000円に対する起債総額13億7億2,570万円であり、病院事業債、過疎対策事業債の併用は今回の補正に伴う工事請負費等総額14億3,824万9,000円及び医療機器整備費並びに実施設計費を含んだ総事業費18億9,549万7,000円から補助金等を除いた起債総額16億3,160万円であり、

表の下段、右側、合計の欄をごらんください。基本計画では、元利償還額合計が178億5,920万6,000円で、交付税措置額が40億1,832万1,000円、元利償還額から交付税措置額を差し引いた実質負担額が138億4,088万5,000円となっております。病院事業債、過疎対策事業債の併用では、病院事業債元利償還額112億2,761万1,000円、過疎債元利償還額91億8,172万7,000円となり、合わせて元利償還額合計が204億933万8,000円となります。これに対する交付税措置額は、病院事業債分では25億2,621万2,000円で、過疎債分では64億2,720万9,000円となり、合わせて交付税措置額合計が89億5,342万1,000円となります。元利償還額から交付税措置額を差し引いた実質負担額が114億5,591万7,000円となっております。基本計画と病院事業債、過疎対策事業債の併用の実質負担額を比較いたしますと、基本計画より合計で23億8,496万8,000円減少と見込まれます。平成26年度までにつきまして病院事業債、過疎対策事業債の併用が基本計画に比較しまして負担額が記載のように減少いたします。特に医療機器の償還が大きくなります平成23年度から平成26年度までの償還額が減少いたしますのは、借入額の50%が過疎債により償還年数が5年から12年に延長するためであります。次に、平成27年度から平成34年度までは病院事業債、過疎対策事業債の併用が基本計画に比較しまして増加することとなります。これは、借入額の50%が過疎債により、償還年数が30年から12年に短縮するためであります。ただし、平成26年度までの減少額が約12億4,000万円で、平成27年度から平成34年度までの増加額が約9億9,000万円となっております。平成35年度以降は、病院事業債、過疎対策事業債の併用が基本計画に比較しまして減少することとなります。

以上となりますが、さきに申し上げましたとおり、過疎対策事業債及び病院事業債の充当率が毎年それぞれ50%で決定を受けたと仮定した上での起債償還予定額の比較でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ページを戻っていただき、8ページ以降は関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） ただいま局長から補正予算の中身について説明あったのですが、その中で今最後のほうで過疎債の決定した場合という仮定の場合の試算ということで今示されているのですが、この過疎債というの決定というの確実性の時期がどうか、今後の見通し、それについて1つ、1点お伺いします。

それと、入札の時期がちょっとずれていて、開院の時期もずれているのですが、開院の見通しというのですか、いろいろな準備なんかも含めてどういうふうに入札と開院との関連性というのですか、そこら辺の状況をお伺いしたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 2点ほどのご質問でございます。前段に当初予定していなかった過疎債の併用という部分で過疎対策事業債の可能性というご質問でございます。この過疎対策事業債と申します部分については、これは従来から一部病院の建設に実は対象になっておりました。今回その過疎対策事業債の枠が拡大されたというように、これは従来から、従来は、辺地の病院、そしてさらに不採算地区の病院、辺地については文字どおり辺地でございまして、不採算地区という部分についてはベッド数が100床未満の要するに病院というように、な部分、そしてさらに外来患者さんが100人未満の、1日100人未満の病院が対象になっていたというふうなことでございまして、それ以外に、公立病院については非常に不採算部門も持たなければならぬというふうな状況の中、経営が厳しいというふうなことから、これと併せて過疎対策事業債という部分の起債が対象になったというふうなことでございまして、この部分については総務省の目玉でもあるというふうな状況の中、この過疎債の決定については一応9月以降というふうな状況で、早くして9月というふうなことになるわけでございまして、これも私ども今の現状の認識としてはこの過疎対策事業債の可能性という部分については非常に高いというふうな認識をしております。ただし、この過疎対策事業債、過疎債の枠という部分については、これ枠配分で全国的にどの程度の過疎対策の事業があるのかという部分が勘案されることとなりますけれども、私ども現在の認識では病院の過疎債の導入については非常に高いというふうな認識をしております。

それから、2点目の工事発注のおくりに今後スケジュールという部分でございまして、このスケジュールの関係については、これ私ども最大限平成22年の雪の降る前に新館の開院を行って、雪の降る前に患者さんの移動をかけるというふうなことを想定して、当初9月ごろの開院を予定しておりましたけれども、現段階では10月の中旬、平成22年度の10月の中旬というふうなことを想定しております。内容、詳細な部分については、詳細と申し上げるのが適当かどうかかわりませんが、担当のほうからご説明を申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小侯憲治君 今お話、副市長からお話ありましたけれども、新たな工事の工程を検討する上では新病院の開院に向けての引越したあっても患者を移送する面から冬期間は避けられないというふうなことを考えておられます。また、内閣総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画、暮らし・にぎわい再生事業補助金などの影響を総合的に勘案し、6月中旬に基本設計金額の見直しを図った上で7月上旬に公告を行い、8月上旬に入札といったスケジュールのもと、新病院の開院時期は平成22年10月中旬を目指していくとしたところであります。そうした中、変更前の新館の工程では、最初の自主施工期間となる平成20年12月16日から平成21年3月15日までの期間を施工費を計上してまいりました。変更前の工程におきましては、平成22年4月に新館竣工後開院準備期間として4カ月を見込んでおりましたが、新たな工程といたしまして平成22年7月竣工後準備期間を2.5カ月見まして、こうした工程のもとで平成22年10月中旬の開院を目指して鋭意努力してまいりたいというふうなことを考えております。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、起債償還予定額の比較ということで参考資料あるのですが、今までの暮らし・にぎわいと積立金やら、それから病院債の事業から過疎債が確定すればそちらにということで、かなり市のマイナスずつと予定、今まで予定されていた金額がかなり少なくなると事業ができるというふうな表が示されているのですが、過疎債、9月以降にそれがはつきりということで、あくまでも確率は高いというお話なのですが、もし万一その枠を外れた場合にそこが心配なのですが、その心配はもう全くなくていいのかどうか、その辺がお伺いしたいと思います。というのは、やはりこれだけずれていまして市民の方も相当いつ病院建つのだらうと心配されております。そういう中で市民にとって負担が余り少ない中で有利にという過疎債で病院が建つのであれば、本当にそれにこれと併せて、その辺の、本当にその辺にしようというふうなことでございまして、大丈夫なのかどうかというふうなことで再度お伺いしたいと思っております。

あと、局長のほうから開院のことでは平成22年の10月ごろ、雪降る前に開院を目指すということなのですが、予定の計画より大分入札とかすれど、準備に2カ月半かけて行うということもお話されたいと思いますが、本当に病院の移動というのは想像しただけで相当大変なことだろうと思っております。もう少しいメージとして、もし移動する場合にはどのような形で移動が始まるのか、診療しながらの移動ということになっていくのだと思うのですが、その辺はちょっとイメージ的に伺いたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 副市長。
○副市長 小原幸二君 過疎事業債に対する再度のご質問でございますけれども、この過疎事業債、これは今大丈夫なのかというような再度のお尋ねでございますけれども、基本的に私どもが勝手に発行するというような部分でございませぬ。基本的にはこれ総務省の総務大臣の許可が必要というような状況になっておりますから、相手があることですから、100%大丈夫だというふうには申し上げられませぬけれども、この過疎事業債の関係については総務省とも実は連携を实はとっております。そんなような状況の中で今申し上げることは、申し上げられることは、絶対大丈夫だということについては申し上げられませぬけれども、基本的に100%に限りなく近い状況の中で過疎債が発行できると、こういうことだけは申し上げておきたいというふうに考えます。

あと、病院のほうでご答弁申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小侯憲治君 準備期間を4カ月予定したところから2カ月半ということにしておりますけれども、実はこの準備期間というのはある程度建物が建てた後、中の点検含めまして、機器の設置も含めまして、その中でさらには訓練、稼働の訓練だとかそういうものをこの期間に行います。そういった意味では2カ月半あれば十分かなという認識しておりますし、先ほど申し上げました、ご質問された移動、患者さんの移動については、絶対大丈夫だというお話ございました。これは、この建物については本館、今ある現行の建物と、それから新館につきましても仮設の渡り廊下、これが設置されておりますので、患者さんにつきましても当然そちらのほうから移動するということになります。ですから、十分、期間、通常はこの病院でもそうなのですが、約1日ぐらいで移動しているのが現状でありますし、私といたしましてはこの仮設渡り廊下をうまく使いながら1日ぐらいで移動できればなというふうに一応考えております。あと、部分的な機器の移動もありますから、それは道路を挟んで移動するなり、また仮設渡り廊下を使いながら移動ということは一応考えております。

○議長 北谷文夫君 他にございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了しました。

これで平成20年第3回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年7月2日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員